

蓄熱ピーク調整契約

(選 択 約 款)

平成 28 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適 用 条 件	1
4	実 施 方 法	1
5	契 約 期 間	2
6	料 金	2
7	そ の 他	3
	附 則	4
	別 表	5

1 目 的

この選択約款は、お客さまに夜間の蓄熱式運転により蓄熱槽に蓄えた熱を、当社の指定する夏季の重負荷時に集中して使用いただくことにより、当社の電力供給設備の効率的運用を図ることを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 条 件

選択約款の低圧蓄熱調整契約、業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を受けるお客さまで、次のいずれの条件にも適合し、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 4（実施方法）において、空調を目的とする蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することによって、熱源機等の停止または調整（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。
ただし、4（実施方法）において、あらかじめ熱源機が停止している場合には、蓄熱ピーク調整とはいたしません。
- (2) 熱源機等の調整は、4（実施方法）において、当社が承認した制御方法等により行なうこと。

4 実 施 方 法

当社は、お客さまの蓄熱ピーク調整を次により実施していただきます。

(1) 調整対象期間

調整対象期間は、7月1日から9月30日までといたします。

ただし、別表（休日扱い日）に定める日、旧暦の7月14日、15日および16日を除きます。

(2) 調整期間

調整期間は、調整対象期間の全期間または1月単位の期間といたします。

(3) 調整時間

調整時間は、お客さまが調整期間に蓄熱ピーク調整を行なう時間とし、13時から17時までの間（必ず14時から15時の間を含めます。）でお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

なお、調整時間は毎日1時間以上継続するものといたします。

(4) 契約調整電力

契約調整電力は、(3)に定める調整時間において停止または調整する熱源機の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

5 契約期間

契約期間は、需給契約締結の日から、4（実施方法）(2)の調整期間の末日までといたします。

6 料 金

蓄熱ピーク調整を実施した場合の各月の料金は、低圧蓄熱調整契約、業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱ピーク割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱ピーク割引額

各月の割引額は、契約調整電力によって、次により算定いたします。

$$\text{蓄熱ピーク割引額} = \text{契約調整電力} \times \text{調整時間} \times (2)\text{の割引単価}$$

ただし、お客さまのその1月の蓄熱電力量等から蓄熱ピーク調整が実施されなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

(2) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

1キロワット 1時間1月に つき	低圧で供給を受ける場合	572円40銭
	高圧で供給を受ける場合	874円80銭

7 そ の 他

- (1) この選択約款と選択約款のピーク時間調整契約をあわせて契約することはできません。
- (2) この選択約款に定めのない規定については、低圧蓄熱調整契約、業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施 期 日

この選択約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 この選択約款の実施等にもなう切替措置

平成28年8月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款30（料金の算定）および供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

休日扱い日

この選択約款において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 7月の第3月曜日、8月11日、9月の第3月曜日
- (4) 各年ごとに定める次の日

平成 28 年	9 月 22 日
平成 29 年	9 月 23 日
平成 30 年	9 月 23 日
平成 31 年	9 月 23 日
平成 32 年	9 月 22 日
平成 33 年	9 月 23 日
平成 34 年	9 月 23 日
平成 35 年	9 月 23 日
平成 36 年	9 月 22 日
平成 37 年	9 月 23 日
平成 38 年	9 月 23 日

- (5) (4)に定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近い(3)または(4)でない日